

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）をご利用の皆様へ

無償化の対象となるサービスを利用した場合、保護者の皆様が支払った利用料のうち、無償化となる費用（施設等利用費）を新潟市からお支払いします。

施設等利用費の給付を受けるには、新潟市への請求手続きが必要です。

1 対象者

以下の（１）～（３）のいずれも満たす方が対象となります。

（１）子育てのための施設等利用給付認定の「新２号・新３号認定」を受けている方

◆新１号認定を受けている方や、認定を受けていない方、認定有効期間が満了となった方は、認可外保育施設や一時預かり等の利用料が無償化の対象となりません

（２）下記事業①～④^{※１}のいずれかを利用し、利用料^{※２}を施設に支払った方

①認可外保育施設	③病児保育事業
②一時預かり事業	④子育て援助活動支援事業（ファミサポ）

※１ 新潟市が無償化対象施設として確認を行っている施設・事業が対象です。

※２ 通園送迎費、食材料費、行事費、キャンセル料等は、無償化の対象となりません。

（３）幼稚園・認定こども園・認可保育所・地域型保育事業施設・企業主導型保育施設に入所していない方

2 手続きの流れ

（１）認可外保育施設へお通いの方

在園施設を通じて新潟市へ申請してください。

（２）一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）をご利用の方

お近くの区役所健康福祉課へ申請書類をご持参いただき申請してください。

3 支払いスケジュール

市への請求書提出期限 ^{※１}	支給日
毎月５日 (５日が閉庁日の場合は翌営業日)	請求書提出の翌月１５日 ^{※２} (１５日が閉庁日の場合は翌営業日)

※１ 請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月１日から２年を経過すると、時効により消滅しますのでご注意ください。

※２ 書類の不備などにより、支払いが後の月に遅れる場合があります。請求内容に不備がある場合は新潟市から施設経由または電話によりご連絡する場合があります。

4 提出書類

請求に際しては、以下の書類を提出して下さい。

①	施設等利用費請求書 B	在園施設または市ホームページで入手可能です
②	【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育】 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 (もしくは特定子ども・子育て支援提供証明書と施設独自の領収書) 【ファミサポ】 活動報告書	施設が発行するものを添付してください
③	口座情報が確認できる書類の写し	通帳またはキャッシュカードの写しなど、金融機関名、名義人、口座番号が確認できるもの

※①・②は必ず提出が必要です。③の書類は初めて施設等利用費を請求する場合、もしくはいままでの振込先口座を変更したい場合に提出してください。

5 記載例

(表面)

新潟市長宛

令和8年10月以降 利用分

請求日: ○ 年 ○ 月 ○ 日

施設等利用費請求書B (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり・病児保育・子育て援助活動支援事業(ファミサポ)の施設等利用費

【令和 ○ 年 ○ 月 ~ 令和 ○ 年 ○ 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、新潟市内に居住していることを新潟市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを新潟市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を新潟市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を新潟市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ	ニイタ タロウ	認定	生年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
氏名	新潟 太郎	子どもの父	〒	000-0000
		住所	新潟市○区○1丁目○-○	
		電話	000 - 0000 - 0000	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	ニイタ ハナコ	生年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
児童氏名	新潟 花子	認定番号	12345

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

区分	金融機関名	預金種目	普通	当座
■新規	銀行 信用金庫	支店	口座番号	0 0 0 0 0 0 0 0
□変更	農協 信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	二倍タ 太郎
□継続	以前の振込先と同じ口座に振り込みさせていただきますので、口座情報の記入は不要です。			

※1 振込先は請求者名義の口座です。もし請求者と口座名義が異なる場合は、本市指定の委任状を提出して下さい。

※ 区分が新規または変更の場合は、通帳の写し、口座情報が確認できる書類を添付して下さい。

＜裏面も記入して下さい＞

【新潟市ホームページ】

＜新潟市処理帳＞

認定確認	1次	2次	3次	4次

「施設等利用認定決定通知書」に記載されている代表保護者氏名・認定者番号を記載してください

振込先口座について☑を入れてください。はじめて請求する場合は「新規」、既に届け出ている口座を変更したい場合は「変更」、前回の振込先と同じ口座を継続したい場合は「継続」です。「新規」または「変更」に☑した場合は通帳の写しなど口座番号が確認できるものを添付してください。

口座名義が請求者と異なる場合、委任状が必要です

(裏面)

5.請求額

利用月	① 認可外保育施設に支払った利用料				② 無償化上限額※				③ 請求額			
	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料」を転記				新2号：40,300円 新3号：45,700円				①、②のいずれが低いほうの額を記入			
令和○年○月	5	0	0	0	0	円	4	0	3	0	0	円
令和○年○月	3	0	0	0	0	円	4	0	3	0	0	円
年 月						円						円

転記

施設発行の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書」の「費用」を転記してください※

※給付上限額は、法第30条の4の認定種別（施設等利用給付認定種別）が第2号の

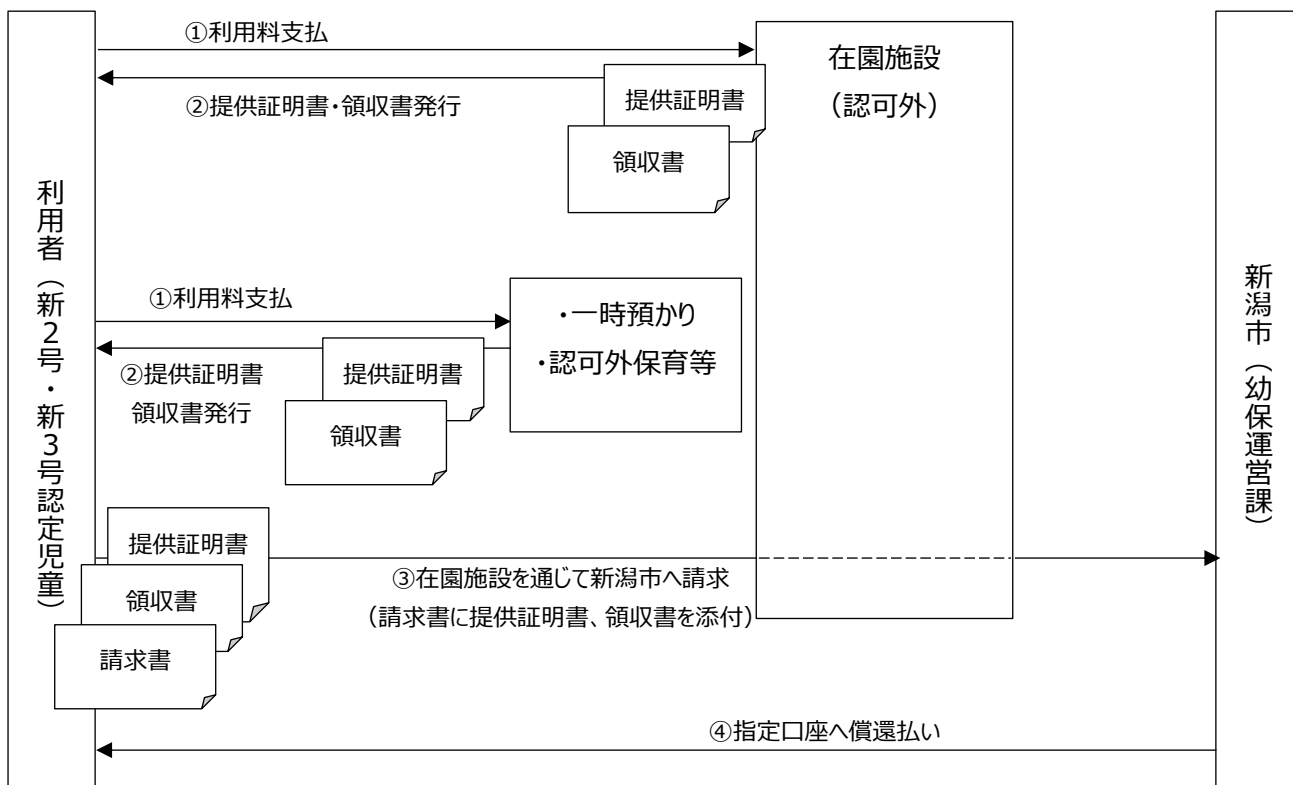
特定子ども・子育て支援内容 ※□にレを記入	提供した日（提供日数） ※1	提供時間帯 ※2	費用 ※3
☒ 認可外保育施設 ☐ 預かり保育事業 ※1 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業	1 日 ~ 31 日 (20 日)	15 : 00 ~ 19 : 00	50,000 円

(※利用料に関する補足)

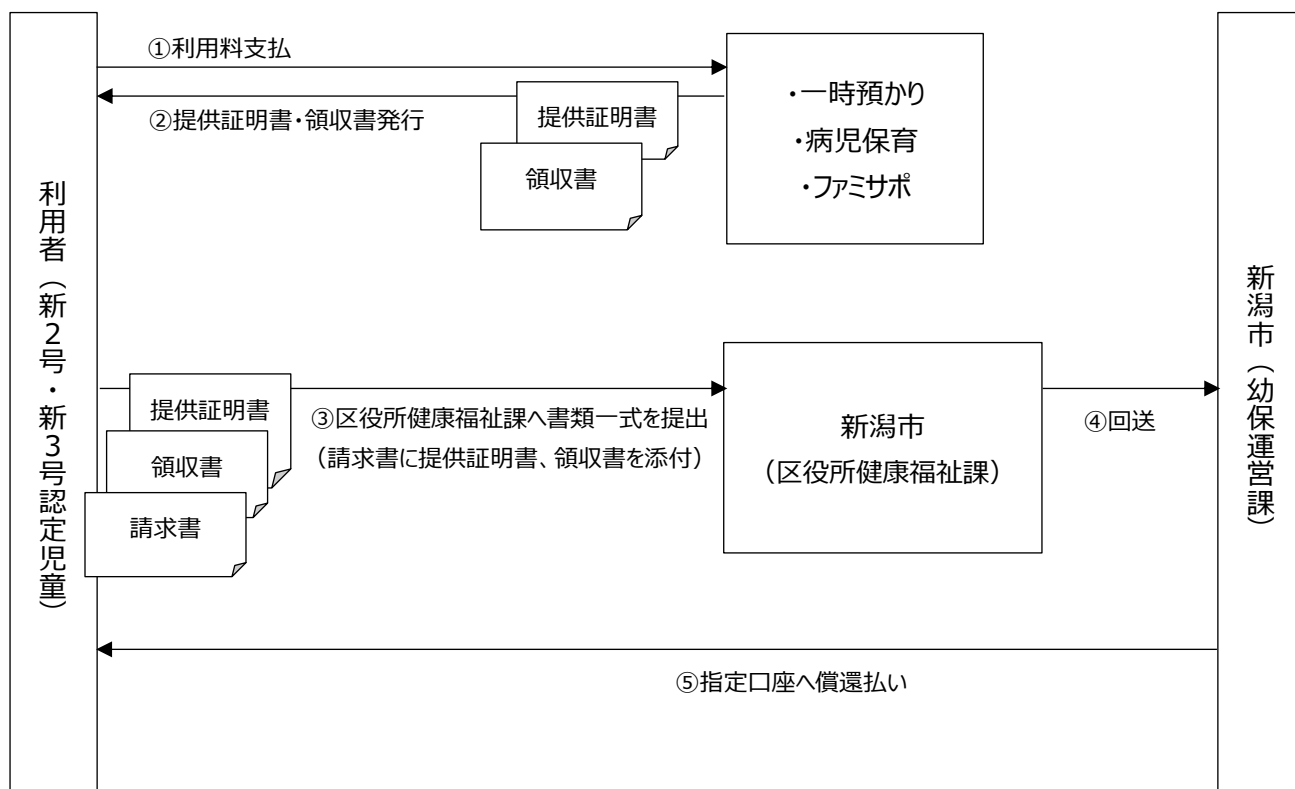
利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい（小数点以下切り捨て）。

6 償還払い請求フロー

<認可外保育施設に通っている場合>



<一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）を利用した場合>



※ファミサポを利用した場合は「提供証明書」「領収書」に代わり活動報告書を提出